諸外国の 判例研究

中国におけるミキサー意匠権侵害訴訟

ヤマハ株式会社 知的財産部

宮戸周太郎

I. はじめに

当社は、主としてブランドの保護を目的として模倣対策を行っている。具体的には、当社の製品・サービスの模倣品に起因する品質問題等により顧客(潜在的な顧客も含む)に不利益をもたらすことを防ぎ、そして市場の健全性を損なう事案の発生によるブランドの価値・イメージの毀損を防止することにある。加えて、模倣品や模倣品業者を排除することで、健全な持続的成長を果たす社会づくりに貢献することを目的としている。

Ⅱ. 模倣品の状況について

当社の主な取り扱い製品は楽器および音響機器である。これらの模倣品(偽ブランド品やデッドコピー品)は、中国を中心として東南アジア・南アジア・アフリカ・中南米などの発展途上国で数多く出回っており、日本など世界各国で確認されている。また、楽器や音響機器自体の模倣品のみならず、楽器ケース、ギター弦や電源アダプターといったアクセサリー・付属品類、さらには当社が取り扱っていないチェーンソー、エアコン、変圧器等に、当社のブランド[図1]あるいはそれに似たロゴマークを付した模倣品も確認されている。これら模倣品の多くは中国で生産されていることも判明している。

本稿では、当社における模倣品の中から、ミキサー に関する模倣対策の事例を紹介する。

●図 1 当社のロゴマーク(商標)



Ⅲ. ミキサーについて

1. ミキサーとは何か

当社が取り扱っている "ミキサー" とは音響用ミキサーを指す。当社カタログ等では、「オーディオミキシングコンソール」と表記している場合もあるが、本稿ではミキサーと称する。ミキサーは、マイクやCDプレーヤー、楽器などから音声信号を入力し、それぞれの音量バランス等を調整した上で加算し、外部に出力する音響機器であり、コンサートホール、クラブ、録音スタジオ、カラオケ店、さらには大小様々なイベント会場などで幅広く使用されている。なお、ミキサーは、その内部の信号処理をデジタルで行うかアナログで行うかによって、デジタルミキサーとアナログミキサーの2種類に大別される。

2. 当社MGミキサーシリーズ

「MGミキサー」は当社のアナログミキサーのシリーズ名[写真1]である。現在のシリーズは、2014年に発売され、様々なバリエーションの12機種が世界各国で販売されている。MGミキサーは、高

●写真 1 MGミキサー

